

DF企業ガバナンス部会第13期第5回セミナー

「最近の社外取締役・監査役の実務課題」

— この1年間のまとめと今後への展望 —

2月21日（水）日本ビルセミナールームAにおいて、公認会計士 三優監査法人統括代表社員 杉田純氏をお招きし、第5回セミナーを開催しました。当日は70名に上る参加者が、杉田様のご講演を通して最新情報の理解を深めるとともに、活発な質疑応答が行われました。

開催日時：2018年2月21日（水）午後2時～4時

場 所：日本ビルディング「10階セミナールームA」

テ - マ：「最近の社外取締役・監査役の実務課題」

— この1年間のまとめと今後への展望 —

講 師：公認会計士 三優監査法人 統括代表社員 杉田 純氏

参 加 者：70名

今回は、講義の語り口の楽しさと中身の濃い資料が相俟って長年にわたり高い人気を誇る杉田氏をお招きし開催された。参加者は70名とこれまでで最多の人数を集めた。出席者からは、講義内容が最近の実務課題や事例、今後の留意点等、広範な内容をカバーするとともに、説明も大変解りやすく、また資料も非常に充実していると大変好評であった。



【講演要旨】

1. コーポレートガバナンスと企業経営を巡る最近の状況

- ・ コーポレートガバナンスを巡っては、最近でも東芝問題や大手製造メーカーの品質不正事件など次々と大きな問題が露呈している。特に品質不正事件では、昨今におけるIoTだコンプライアンスだといった、これまでの企業の現場重視という姿勢から遠ざかっているような印象も受けている。
- ・ このような中で、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）の役割について改めて考えてみると、その目指すところはコーポレートガバナンス改革による「企業価値の向上」である。
- ・ そのコーポレートガバナンスに期待されることは、企業経営全般にわたるコンプライアンスの遵守状況の確認、法令違反のチェック、社内の様々なシステムがどのように動いているのか、問題はないのかといったことを確認・検証することにある。

- 一方で企業は、常に新製品の開発・販売、新市場の開拓を続けなければならないが、昨今の多様な消費者の嗜好や複雑化する市場をみた場合、ある製品や市場を熟知している専門家ですら、何が売れるのか分からず先の見通しを立てることは難しい。このため役員会ではなかなか意思決定が出来ず、徒に時間が経過している状況もみられる。
- このようなわが国の状況の中で、アメリカではアマゾンが本年1月、無人コンビニ店舗をシアトルにオープン、ITを駆使してレジのない店舗を実現するなど次々と技術革新を進めている。このような動きを体感するために、是非この無人店舗の視察を勧めたい。
- このようなアマゾンの動きはほんの一例であり、世界は今すさまじい勢いで動いている。例えば東南アジアにおいても、技術・規格等もはや日本基準でやると世界に遅れを取るという状況もあり、世界が考えていることがわが国とは全然違うという感を受ける。
- わが国では現在、人工知能（AI）だロボットだフィンテック等と騒がれてはいるものの、世界をリードしている企業の大半は欧米企業である。また今後はどのような企業が覇権を取るか予測し難く、それはトヨタ自動車であっても例外ではないだろう。
- 今後の企業経営及びコーポレートガバナンスは、以上の世界的な動きを念頭において進める必要がある。

2. 最近の法律等の改正・検討課題

最近の法律改正及び検討課題で重要なものは、次のとおりである。

（JIS法）

- 企業の品質不正等の続発を受け、経済産業省はJIS法（工業標準化法）の改正に動き出し、最大罰金額を現行の100万円から1億円に引き上げる見通し（2018年2月招集国会で制定、2019年4月に施行へ）。

（労働法関係）

- 労働契約法改正により、有期雇用契約で5年超働くパート社員から申入れがあれば、企業は無期雇用へ転換しなければならない。本改正で違反企業には罰則が科されることになり、書類送検されただけで公的機関への業務の入札資格が停止されることに注意が必要。

（個人情報保護法）

- 従来は5千件超の個人情報を扱う企業のみ対象であったが、この条件が撤廃され、実質的にほとんどの企業が対象となったことに注意が必要。

(民法債権法)

- ・ 保証人保護の一環として、第三者が保証人となるには、公正証書の作成が必要等、保証人に関する規定が変更になっているので十分な確認が必要。
- ・ 消滅時効に関する規定（飲み屋のツケ）も1年から5年となるほか、法定利率の変更（3%）にも留意して欲しい。

(会社法関係一検討中)

- ・ 株主総会資料の電子提供
- ・ 株主提案権の濫用制限

(コーポレートガバナンス改革)

- ・ 増加傾向にある企業保有の現預金等の資産の設備投資、人材投資等への有効活用
- ・ 取締役会の実効性の分析・評価を踏まえ、独立した指名・報酬委員会の活用、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言。
- ・ 社外取締役の選任を更に促すため、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）の改訂において、現在の「2名以上」の目標を「3分の1以上」に改める見通し。
- ・ 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示と保有の合理性のない政策保有株式の縮減。

3. 主な経営上のリスク

(サイバーセキュリティ)

- ・ 最近のサイバー攻撃の形として、自社だけではなくサプライチェーンの取引先もターゲットにする例が頻発している。たとえ自社の防御が強固でも、管理を委託した先で顧客名簿が流出したり、取引先経由でシステムに侵入を許し、他社との取引停止に追い込まれる等のリスクが高まっている。
- ・ 米国防総省は、2017年12月までに同省と契約する事業者等に「CUI」（Controlled Unclassified Information＝管理すべき重要情報）と呼ばれる情報保護を義務付けた。CUIは機密情報そのものではないが、広く集めれば機密が特定されうる。これを扱う企業に対して、サイバー攻撃への具体的な対策や手順の策定を求めており、今後、民生産業も対象となる可能性がある。
- ・ 中小をはじめ多くの日本企業もこのCUIを保有しているとされることから、迅速に基準に適応しなければ米国企業と取引ができなくなる恐れがあり、下請企業も含めて今からその対応を考えておく必要がある。

(リーガルリスク)

- ・ 個人情報保護、品質管理、E S G (環境・社会的責任・ガバナンス) について、自社及びグループ会社のみならず、サプライチェーン企業においても、何らかの法的問題が発生した場合には、自社の責任を問われる可能性があるので十分な注意が必要である。

4. 会計関係

今後の「収益認識に関する会計基準(案)」の適用に伴い、収益の認識について以下のような点に留意が必要となる。

(1) 新たな収益認識基準

収益の認識に関する基本的な考え方が、従来の企業会計原則における「実現主義」から「顧客が財又はサービスに対する支配を獲得すること」に変わる。このため、わが国の実務で定着している「出荷基準」が適用できる場面は極端に減ることが見込まれ、今後は「引渡基準又は検収基準」への対応が求められる。さらに、「収益のうちどの部分が当期の売上になるか」という点が大きなポイントとなる。

すなわち企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。具体的には、①顧客との契約を識別する、②契約における履行義務(収益認識の単位)を識別するーこれを全ての取引で行う、③取引価格を算定する、④契約における履行義務に取引価格を配分する、⑤履行義務を充足した時等に収益を認識する(特に保守サービスの提供をどう区別するのかが問題となる)の5つのステップで行う。

業種的には、個別契約の目的物や業務を複数期間で提供する業態は重要な影響があり得る(例:建築・建設業、受注ソフトウェア業、割賦販売業、会員制クラブ等運営事業ほか)。

(2) 代理人との取引

すべての業種・取引で相手方が本人か代理人なのかの検討を行い、本人であれば売上は総額表示、代理人であれば純額表示する。

(3) コストオン取引

取引価格の決定において、その見積方法として「予想コストにマージンを加算するアプローチ」が認められることになるが、そこで用いるマージンは、当該企業が目標とするマージンではなく、市場が支払うマージンを反映させなければならない等について留意する必要がある。

(4) ポイント制度

ポイントは将来、財・サービスを無料又は割引価格で取得するオプションに相当し、別個の財・サービスとみなされ、履行義務を区分することが必要である。実務的には、引当金ではなく、商品等の販売時にポイント部分を未払金（契約負債）として計上し、ポイント使用時又は失効時に収益認識する。また、他社ポイントにも注意する必要がある。

(5) 買戻契約

東芝の不正会計問題でみられたようないわゆる「バイセル取引」（取引先等との買戻特約付の未実現取引）については、たとえ有償取引であっても所有権は移転せず、売上として計上できないことになる。

(6) 法人間取引

法人間取引において、①委託販売、②ライセンス供与取引（ソフトウェアや特許権等）、③製品の買戻し契約、④売上リベート、⑤販売価格未決定の出荷済み製品、⑥返品権付き商品販売、といった販売手法は売上高の計上額に影響を受ける可能性がある。

(7) その他

以上のほかに、工事損失引当金の計上方法や有償の金型取引、消耗品の部材取引における会計処理の変更も見込まれることから、そのような取引がある場合には注意が必要である。

- ・ 以上の会計処理の変更により、売上高の計上額等が大きく変わる業種・企業もあると考えられることから、監査役等としても相当な関心を持ち、経理関係部署と十分に連携し対応して欲しい。

5. 監査関係

- ・ 不適切（不正）会計が未だに減っていないことから、不正発見のためにも監査役・会計監査人・内部監査部門の連携と情報の共有が極めて重要であり、その強化が非常に効果を発揮する。
- ・ 監査役等、内部監査部門、会計監査人の三者間の連携にあたり、監査役等は会計不正防止のための三様監査を統括する意識を持ち、主体的な役割を果たすべきである。
- ・ 有効なグループ監査体制の構築も極めて重要な課題である。とりわけ、主要子会社や本業とは異なる事業を行う子会社、海外子会社、M&Aで取得した子会社などリスクが高いと思われる子会社のケースや、親会社が異業種のケースなど、ガバナンス及び監査体制、与信管理の状況の把握等に重点を置き、関連部門からの情報収集に努める必要がある。

以上